

福島県産米の放射性物質に関する

「全量全袋検査」および

「モニタリング検査」の実施について

全量全袋検査の開始とモニタリング検査への移行について

福島県では、平成24年産米から、県内全域で玄米の全量全袋検査を実施してきましたが、平成27年から令和元年までの5年間、国が定める基準値超えの玄米がなかったことから、避難指示等のあった地域※を除くすべての市町村で、令和2年産米からモニタリング検査に移行しました。

※田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
及び川俣町(旧山木屋村)

また、避難指示等のあった地域においても、令和4年産米から広野町及び川内村が、令和5年産米から田村市が、令和6年産米から楡葉町がモニタリング検査に移行し、旧市町村単位で玄米の安全性を確認しています。

さらに、令和7年産米からは、南相馬市が新たにモニタリング検査に移行します。対象地域の生産者の皆さまにおかれましては、**各検査が終わるまでの間、出荷・販売(無償譲渡を含む)の自粛をお願いします。**

令和7年産米の検査対象地域について

モニタリング検査



全量全袋検査

令和7年産米は、以下の地域で全量全袋検査を実施します。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
飯舘村、川俣町(旧山木屋村)

上記以外の市町村では、モニタリング検査を実施します。

(モニタリング検査の頻度は、全量全袋検査からの移行後の年数によって異なります。詳しくは、裏面をご確認ください。)

検査結果の確認方法について

検査結果は以下のURLよりご確認ください。

◆玄米の全量全袋検査

https://fukumegu.org/ok/contentsV2/kome_summary.html



◆玄米のモニタリング検査

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r7.html>



米の放射性物質検査に関する問い合わせ先

福島県農林水産部水田畑作課(TEL 024-521-7360)

またはお近くの農林事務所農業振興普及部までお問い合わせください。

玄米の放射性物質検査の検査実績 及び 玄米のモニタリング検査の検査頻度 等について

検査の実績について

(令和7年6月24日時点)

平成27年産米以降、基準値(100Bq/kg)超過はありません。直近の検査結果は、以下のとおりです。

検査方法	全量全袋検査			モニタリング検査	
検査結果(Bq/kg)	25未満	25～50	50～100	20未満※	20～100
R3年産米	306,803点	18点	なし	1,055点	なし
R4年産米	274,927点	1点	なし	1,062点	なし
R5年産米	80,801点	4点	なし	424点	なし
R6年産米	74,812点	0点	なし	201点	なし

※厚生労働省が定める食品中の放射性セシウム検査法に規定する検出限界値

玄米のモニタリング検査の頻度について

福島県では、モニタリング検査の実績等を踏まえ、以下のとおり移行後の年数(移行年次)に応じた検査頻度を設定しております。

移行年次	検査頻度	移行の考え方
1～3年目	旧市町村3点	全量全袋検査からの移行後3年間は、旧市町村単位3点の検査を実施
4年目	旧市町村1点	移行後3年間、50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されなかった場合、旧市町村単位1点の検査に移行
5年目	市町村3点	4年目の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されなかった場合、市町村単位3点の検査に移行
6年目以降	市町村1点	5年目の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されなかった場合、市町村単位1点の検査に移行

注)早期出荷米(9月10日までに農産物検査を受ける見込みの米)は、旧市町村単位または市町村単位で生産者ごとに検査を行います。

注)移行4年目は、旧市町村数の多寡による調整を行います。

基準値を超過しないための取組について

基準値を超過しないために、以下の取組への御理解・御協力を引き続きお願いします。

- ☐ 収穫後、稲わらをすき込む
- ☐ 震災後、初めて使う籾すり機や用具は「とも洗い」を行う
- ☐ 適切な量のカリウム散布を行う
- ☐ 調製作業中は、異物やごみの混入がないよう気をつける
- ☐ 倒伏がみられるほ場では、収穫時土壌が混入しないよう気をつける